

「こども見学デー」実施要綱

令和4年4月15日
文部科学省
総合教育政策局長決定

1. 趣旨

「こども見学デー」は、子供たちを対象に、業務説明や職場見学等を行うことにより、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子の触れ合いを深めることを目的とする。

2. 実施内容

(1) 「こども霞が関見学デー」

- ・対象：全国の主として小・中学生・幼児（原則として保護者同伴）
- ・期間：夏休みの期間
- ・参加府省庁等：霞が関周辺の府省庁等

(2) 「こども霞が関見学デー」と同様の趣旨で行われる全国の「こども見学デー」

- ・対象：各機関で設定
- ・時期：夏休み期間中、各機関で設定した日

3. 実施要領

(1) 「こども霞が関見学デー」について

- ① 各府省庁等において、一般の子供を対象として、それぞれの特色を生かした業務説明等を行うとともに、職員の子供の職場見学を行う。開催方法（会場・オンライン）については、各府省庁等がそれぞれの事情やプログラム内容に応じて検討・決定する。
- ② 実施日は、以下のとおりとする。
会場開催：各府省庁等で両日又はいずれかの日を選択
オンライン開催：夏休み期間中、各府省庁等で設定した期間
- ③ 各府省庁等の実施日程、見学内容等は、文部科学省で取りまとめの上、報道発表等を行う。

(2) 「こども霞が関見学デー」と同様の趣旨で行われる全国の「こども見学デー」について
上記(1)③の各府省庁等のプログラムと併せて、報道発表等を行う。**4. 周知方法**

報道発表、SNSの活用、各府省庁等のホームページへの掲載、広報協力団体等へのお知らせを通じて周知を図るとともに、各府省庁等から関係機関等へポスター・チラシの配布を行う。SNSにおいては、「#こども見学デー」を統一して用いる。

5. その他

この要綱に定める事項のほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については別途定める。

令和4年度「こども見学デー」について

1 依頼内容

令和4年度「こども見学デー」について、貴機関における取組及び貴機関が把握されている関係機関の取組を取りまとめの上、御提出願います。

「こども霞が関見学デー」と同様の趣旨で行われる全国の「こども見学デー」

- ・夏休み期間中（7月から8月にかけて）、子供たちに対して主に職場見学や業務紹介及び体験活動を行う取組等

2 提出方法等

(1) 提出方法

- ① 以下の提出先に、様式データの送付を依頼してください。
- ② 上記①でお送りいただいたメールアドレス宛てに様式データを送付しますので、内容を御記入の上、御返信願います。

【提出先】

katei@mext.go.jp までお送りください。

なお、メールの表題は以下のとおりをお願いします。

- ・様式の依頼時：『【様式依頼】こども見学デー(機関名)』※本文は不要です。
- ・回答票提出時：『【回答票提出】こども見学デー(機関名)』

(2) 提出期限

令和4年5月31日（火）17時

(3) その他

御提出いただいた取組内容は、文部科学省にて取りまとめの上、6月下旬にプレス発表するとともに、文部科学省ホームページに掲載する予定です。

なお、前回の取組については、文部科学省ホームページを御参照ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kengaku/index_00003.htm)

行動計画策定指針（抄）

（平成二十六年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

（3）企業内における「子ども参観日」の実施

保護者でもある労働者の子どもと触れ合う機会を充実させ、心豊かな子どもを育むため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

八 特定事業主行動計画の内容に関する事項

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

（3）子どもと触れ合う機会の充実

保護者でもある職員の子どものと触れ合う機会を充実させ、心豊かな子どもを育むため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみだけでなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。